

国立大学法人政策研究大学院大学の達成すべき
業務運営に関する目標（中期目標）

国立大学法人政策研究大学院大学 中期目標

（前文）大学の基本的な目標

公共政策に関する研究と教育を通して、日本ならびに世界における民主的な社会統治の普及・充実・強化に貢献する。

このため、次の活動を展開する。

- ・世界的にも卓越した研究・教育を実現するため、国際的スタンダードに適合した研究・教育システムの革新、環境・条件の確保を図る。
- ・政策研究の学問的確立を先導するとともに、現実の政策課題についても時宜に応じた政策提言を行うための基盤を整備する。
- ・各国・国際機関における政策指導者、社会各界・各層の真のエリートを養成する。
- ・政治家、行政官、産業人、研究者からなる、開かれた政策構想の交流の場（ポリシー・コミュニティ）を形成する。

◆中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

（1）教育の内容及び成果に関する目標

1 公共政策に関わる現職の行政官など実務家あるいは研究者志向の学生を対象に、学問的知識・方法論を基礎に、現実における政策的な課題の発見能力、深い分析能力、実践的な問題解決能力の養成を目指した教育を充実させる。

2 公共政策に係る教育研究の基礎となる学術的科目と各政策領域での専門的科目を総合的・体系的に編成するとともに、各教育プログラムに応じて多様で柔軟な履修ができるよう、教育課程を編成する。

3 少人数での授業実施と、学生個々の学習・職務経験をもとにしたきめ細かな履修指導により、教育効果を高めるとともに、自律的な学習を促すことにより、持続的・発展的な研究・思考態度

を涵養する。あわせて、幅広い国際的な視野やコミュニケーション能力を身に付けさせる。

4 本学で学ぶに相応しい意欲、能力、適性を有する者を広く国内外から受け入れることを基本方針として入学者選抜を行う。

5 成績評価の客観性、公正性及び透明性の向上を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

6 公共政策に関わる関係機関との連携・協力により、学術的かつ実践的で水準の高い政策研究に関する教育プログラムを実施する。このため、研究者、行政官、実務家など多様な人材による指導能力の高い教員構成を実現する。

7 現実の政策課題を踏まえた実践的教育が可能となるよう、独自の教育支援システムの更なる改善など、ソフト・ハードを含めた教育環境の充実を実現する。

8 教育の質的向上を図るため、多元的な評価システムによる評価を実施し、その結果を教育の改善に活用する。

(3) 学生への支援に関する目標

9 学生の修学意欲の喚起を図る環境や研究相談の体制を整備する。

10 スチューデント・オフィスを中心に、学生生活支援に関するシステムを充実する。

11 国際的な広がりを持って創設された同窓会が一層拡充し、活発化するよう積極的に支援する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

12 本学を中核として、国の内外の大学や政府機関・研究所等関連機関と多様で柔軟な連携ネットワークを構築し、学問的基盤のもとに現実課題に立脚した政策研究を遂行する卓抜した研究拠点を創出する。

13 学界・官界・政界・産業界等各セクターの優れた有識者の間に、政策研究にかかる知的コミュニティの形成を支援する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

14 学際的アプローチが可能となるよう、広く内外の政策研究者のクリティカル・マスを確保し、個人の研究のほか、政策研究プロジェクトセンター等学内研究センターを拠点とした、組織的な

共同研究を活性化させ、国際的にも先進的な研究の遂行を図る。

15 研究者が、より実践的で水準の高い研究を遂行しやすい環境づくりを行う。

16 本学と公共政策の各分野に関して優れた実績を有する各省庁政策研究所等との連携による先端的な政策研究教育の拠点を創出する。併せて、国の内外に増大する公共政策に関する高度の研修ニーズに対応した研修体制の整備を目的とする政策研究院機構（仮称）の創設を目指す。

17 研究者による優れた研究が効果的に遂行されるため、研究の企画立案、連携機関・研究者との調整、申請書類の整理等を含めて幅広い研究支援を行う職員的能力育成を図り、総合的に研究機能の充実・強化を図る。

18 研究の質的向上を図るため、複数の評価システムによる評価を実施し、その結果を研究の質の向上に活用する。

3 その他の目標

（１）社会との連携や社会貢献に関する目標

19 教育、研究の成果を社会に還元することにより、社会との連携、社会貢献を積極的に推進する。

（２）国際化に関する目標

20 外国の大学、行政機関、国際機関など政策研究に関連する機関との研究連携を積極的・組織的に展開し、ネットワークを構築・拡充する。あわせて、研究者個人による海外の研究者との多様な連携・交流を推進する。

21 留学生の受入れを充実する。

22 大学運営に関して、外国人の研究者・留学生に配慮して、英語による会議開催、事務の処理などを適宜拡大していく。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

23 学際性・実学性・国際性・中立性を有する政策研究教育を推進するため、学長が、学内コンセンサスにも極力留意しつつ、全学的視点から機動的・戦略的に大学運営を遂行できるようなマネジメント体制を確立する。

24 教員の雇用および勤務形態について、研究教育の実際と必要性に応じた、柔軟で多様な人事制度をさらに構想し、実現する。

25 内外の研究者・行政官・実務家など研究分野、職業経歴などにおいてできるだけ多種多様な教員の人材構成を維持する。

26 大学運営局のさらなる充実を図る。

27 教育プログラムに係る経費を把握し、各プログラム共通部分とプログラム固有部分とに分けて予算配分を行うといった、責任ある戦略的な経費の執行が可能となる仕組みを充実させる。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

28 本学事務機構の特色（全国最小規模にもかかわらず、多様な外部組織連携・多様な教員構成・多様な国際交流・多国籍多数の留学生などから派生する多様な業務処理の必要）からして、適正な人員を確保の上、職員一人あたりの業務能率の向上を図ることで、事務の効率化・合理化を図る。

29 大学運営局のあり方（組織編制、人員配置、人材採用、人材養成）について点検・検証し、組織の活性化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

30 科学研究費補助金などの競争的資金、各種委託調査研究経費および奨学寄付金など外部からの多様な研究資金の確保に努める。

31 的確な財務分析を行い、財務内容の改善に資する。

2 経費の抑制に関する目標

（1）人件費の削減

32 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

33 戦略的・効果的な人材配置と活用により、人件費を抑制する。

(2) 人件費以外の経費の削減

34 事務事業の見直しを進め、戦略的な取組みに係る経費を除いて、管理経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

35 資産の有効活用に関する方策の検討を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

36 内部評価および外部の有識者による評価を、恒常的に実施し、その結果を教育研究・管理運営の改善に資するよう、システムとして運営する。

37 大学運営局職員の業績評価を実施し、大学運営の活性化等を図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

38 社会への説明責任を果たすため、大学の研究・教育に関する情報を積極的に発信する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

39 PFI 事業を着実に遂行する。

40 キャンパスの極めて恵まれた立地環境に配慮し、校地・校舎については、民間活力を活用するなどして、効率的で合理的な整備・活用について検討する。

2 安全管理に関する目標

41 キャンパスネットワーク環境のセキュリティ向上を図るとともに、災害や犯罪、感染症などから守られた安全な教育研究環境の実現を目指す。

3 法令遵守に関する目標

42 法令に基づき、適正な法人運営を行う。

別表 1 (研究科)

研 究 科	政 策 研 究 科
-------	-----------